

兵庫労働局発表
令和5年6月29日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部安全課
課長 平野 逸郎
安全専門官 西脇 省悟
(直通電話) 078 (367) 9152

令和5年 建設業労働災害防止強化月間を実施します！

兵庫労働局（局長 かねざし よしゆき 金刺 義行）では、毎年、7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、事業者はもとより、関係行政機関、発注者及び労働災害防止団体等の参加の下、一丸となって、県下全域での集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとしています。

労働災害における令和4年の死亡者数は33人にのぼり、このうち建設業の死亡者数は8人（24.2%）を占めます。事故の型別では、「墜落・転落」と「交通事故」による死亡者数がそれぞれ2人となり、半数を占めています。

◆ 建設業労働災害防止強化月間の主な実施事項

1 兵庫労働局長による安全パトロールの実施

兵庫労働局、神戸西労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部と合同で安全パトロールを実施します。安全パトロールにて、兵庫労働局長から建設工事関係者に向け、墜落・転落災害防止対策と熱中症予防対策の取組みの強化について要請します。

実施日時：7月3日（月）13時30分～15時30分頃（多少の雨天決行）

現場：（仮称）神戸須磨シーワールドホテル建設工事

（神戸市須磨区若宮町1丁目3-5） *添付資料参照

元請：株式会社鴻池組 大阪本店

2 労働基準監督署による集中的な監督指導・安全パトロールの実施

- 労働基準監督署が、墜落・転落災害防止対策と熱中症予防対策を重点として、建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施します。
- 建設業労働災害防止協会兵庫県支部の各分会と合同で安全パトロールを実施します。

◆ 添付資料

- 令和4年労働災害発生状況（建設業）確定値
- 令和5年建設業労働災害防止強化月間実施要綱
- 兵庫労働局長による安全パトロール現場案内図

表1 業種別（前年比較） ※()内は死亡（内数）

業種別	令和4年		前年同期		前年比較				
	死傷者数（人）	構成率	死傷者数（人）	構成率	死傷増減数（人）	死亡増減数（人）			
全業種	11,788	33	100.0%	5,967	40	100.0%	5,821	(-7)	
製造業	1,215	9	10.3%	1,189	8	19.9%	26	1	
建設業	564	8	4.8%	482	8	8.1%	82	0	
建設業の内訳	(土木工事)	107	2	0.9%	102	1	1.7%	5	1
	(建築工事)	321	4	2.7%	246	5	4.1%	75	(-1)
	(その他の建設)	136	2	1.2%	134	2	2.2%	2	0
陸上貨物運送業	664	1	5.6%	630	5	10.6%	34	(-4)	
林業	25		0.2%	35		0.6%	-10	0	
商業	973	5	8.3%	884	3	14.8%	89	2	
保健衛生業	6,610	1	56.1%	1,385	6	23.2%	5,225	(-5)	
接客娯楽業	429		3.6%	365	2	6.1%	64	(-2)	
その他	1,308	9	11.1%	997	8	16.7%	311	1	

建設業における休業4日以上の死傷者数は、全産業の4.8%を占めています。

表2 事故の型別 ※表中の数字は人数、()内は死亡（内数）

建設工事・事故の型別	死傷者数	(土木工事)	(建築工事)	(その他の建設)
墜落・転落	136 (2)	27	79	30
転倒	52 (0)	12	28	12
飛来・落下	53 (1)	15	27	11
倒壊・崩壊	13 (1)	2	10	1
激突され	23 (0)	8	13	2
はさまれ・巻き込まれ	40 (0)	10	18	12
切れ・こすれ	39 (0)	8	22	9
高温・低温の物との接触	11 (1)	3	5	3
交通事故	26 (2)	6	11	9
その他	171 (1)	16	108	47
合計	564 (8)	107 (2)	321 (4)	136 (2)

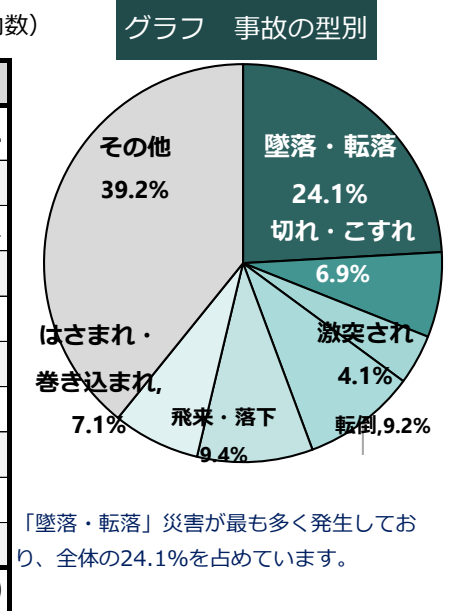


表3 災害程度別 ※表中の数字は人数、()内は死亡（内数）

建設工事・災害程度別	4日以上2週未満	2週以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	死亡	計
土木工事	16	28	43	15	3	2	107 (2)
建築工事	106	54	91	55	11	4	321 (4)
その他の建設	55	22	29	17	11	2	136 (2)
合計	177 (0)	104 (0)	163 (0)	87 (0)	25 (0)	8 (0)	564 (8)

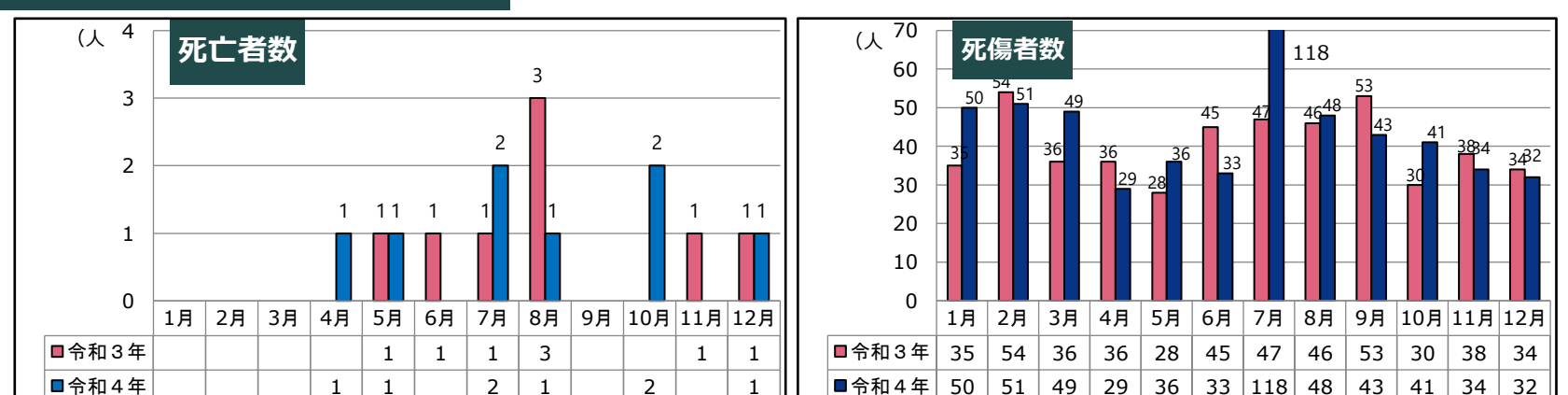
休業1か月以上となる災害が全体の50.2%を占めています。

表4 年齢別 ※表中の数字は人数、()内は死亡（内数）

建設工事・年齢別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
土木工事	3	11	15	25 (1)	25	19 (1)	9	107 (2)
建築工事	10	58 (2)	62	67	73 (1)	34	17 (1)	321 (4)
その他の建設	3	20	27	31	32 (2)	18	5	136 (2)
合計	16 (0)	89 (2)	104 (0)	123 (1)	130 (3)	71 (1)	31 (1)	564 (8)

60歳以上の労働者が全体の18.1%を占めています。

表5 月別発生状況



建設業における死亡災害発生状況（兵庫県内）

兵庫労働局安全課

令和4年統計確定値 ※死亡災害報告によるデータ

件数	災害発生		業種	年齢	経験年数	職種	事故の型	起因物	発生状況概要
	月	時間	小分類				分類項目	小分類	
1	4	12時台	木造家屋建築工事業	50代	1か月以下	貨物自動車運転者	交通事故（道路）	トラック	市道の路側帯に停車したトラックが後退し、開いたトラックのドアと電柱の間に身体が挟まれた。後退したトラックに乗り込み止めようしたものと推測される。輪止めなし。
2	5	9時台	電気通信工事業	50代	20年超	電工	墜落・転落	はしご等	高さ5.5mの箇所に取り付けられたケーブルを撤去するため、移動はしごを上っていたところ、はしごの先端部から1.4mの箇所が折れ、地上に墜落した。
3	7	14時台	橋梁建設工事業	40代	1か月以下	橋梁工	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	橋梁更新工事にて、伸縮装置据付作業を終え、道具を片付けていたところ、意識を失い倒れた。熱中症の疑い。
4	7	9時台	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	20代	不明	作業員・技能者	有害物等との接触	有害物	汚泥貯留槽の防食工事にて、劣化部除去等を終え、1人で片付け等（貯留槽内作業ではない）を行った。翌日、被災者と連絡が取れなかったため、現場を確認したところ、汚泥貯留槽の蓋が開いており、底部に被災者が倒れていた。硫化水素中毒の疑い。
5	8	11時台	木造家屋建築工事業	20代	1年以下	解体工	崩壊・倒壊	建築物・構築物	住宅の解体工事において、解体途中の躯体外壁（高さ1.8m）が倒壊し、被災者の胸部に直撃した。
6	10	7時台	電気通信工事業	50代	20年超	溶接工	飛来・落下	玉掛用具	自社資材置き場にて、天井クレーンで部材を2本の玉掛用ワイヤロープで吊っていたところ、そのうち1本が切断し、吊り荷が落下し被災者に直撃した。
7	10	15時台	その他の建築工事業	70代	10年超 20年以下	作業員・技能者	墜落・転落	屋根・はり・もや・けた・合掌	工場のスレート波板の屋根の補修作業中、スレート波板を踏み抜き、地面に墜落した。
8	12	17時台	港湾海岸工事業	60代	20年超	土工	交通事故（道路）	移動式クレーン	積載型トラッククレーンで高速道路を走行中、車4台が絡む玉突き事故に巻き込まれた。

令和5年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



第1 趣 旨

兵庫県内の建設業における令和4年の死傷者数は564人で前年より82人増加し、死亡者数は前年と同じ8人で、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画の目標（令和4年の死亡者数10人以下、死傷者数402人以下）について、死亡者数は達成できたが、死傷者数は、新型コロナウイルス感染症り患者を除いて449人と過去最少となったものの、達成はできなかった。

死傷者を事故の型別でみると、「墜落・転落」が136人（30.2%）と最も多く、うち、お2人が亡くなっている。「墜落・転落」の多くは、高所作業における安全な作業床や手すりの未設置、墜落制止用器具の未使用、はしご・脚立の不適切な使用などが原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の実施徹底が望まれる。

このような状況の中、リスクアセスメントにより建設現場に潜在する危険性を評価し、適切な措置を講ずるとともに、労働安全衛生規則で定める墜落防止措置に加えて、本年3月に改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「推進要綱」という。）に基づく対策実施の徹底を図ることが重要である。

このため、本年度も7月を「建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、推進要綱の普及促進、リスクアセスメントの確実な実施による安心・安全な建設現場の実現等、事業者のみならず、行政・発注者・災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動を展開し、実施期間中の死亡災害ゼロを目指す。

第2 実施時期 令和5年7月1日から令和5年7月31日まで

第3 主 唱

- ・ 兵庫労働局
- ・ 県下労働基準監督署
- ・ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部

第4 協 賛

- ・ 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
- ・ 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
- ・ 一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

第5 重点事項

- ・ 足場等からの墜落・転落災害防止措置の確実な実施
- ・ 墜落制止用器具の適切な使用の促進及び旧構造規格の安全帯の使用禁止
- ・ はしご、脚立からの墜落・転落災害の防止
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・ 土砂崩壊災害の防止
- ・ 解体工事における労働災害の防止
- ・ 高年齢労働者及び外国人労働者に対する労働災害の防止
- ・ 転倒災害、腰痛等の行動災害の予防対策
- ・ 一人親方等の安全確保対策の実施
- ・ 建設現場における火災対策
- ・ 自然災害からの復旧・復興工事における災害の防止
- ・ 交通労働災害の防止

- ・ 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- ・ 熱中症の予防
- ・ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策の徹底

第6 実施事項

1 主唱者

- (1) 関係災害防止団体、事業者、局署によるパトロールの実施
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導の実施
- (3) 建設業者及び発注者に対する労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 建設業の労働災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催
- (6) 発注機関等への強化月間実施要綱の取組要請
- (7) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の周知
- (8) 建設業に係る労働災害防止を主眼とした集団指導等の実施
- (9) 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- (10) その他建設店社及び建設工事現場に対する強化月間実施要綱の周知、広報誌等による広報活動等

2 発注者（要請事項）

- (1) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- (2) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化（施工の安全衛生に配慮した発注、建設工事における安全衛生経費の確保）、計画的な発注及び工期の平準化や弾力化等
- (4) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- (5) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等、自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

3 工事实施者（建設店社及び建設工事現場）

- (1) 経営首脳による強化月間における目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメント（化学物質を含む。）の実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- (5) 墜落・転落災害の防止対策
 - ア 労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置
 - イ のり面保護工事等、労働安全衛生規則に基づくロープ高所作業に係る危険防止措置
 - ウ 推進要綱に基づく対策の実施
 - エ 手すり先行工法の積極的な採用等、より安全な措置
 - オ 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置
 - カ 保護帽（墜落時保護用）、保護具の適正使用及び高所作業時における墜落制止用器具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な

- 保護具の使用並びに旧構造規格の安全帯の使用禁止
- キ 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）に基づく墜落・転落防止対策の推進
- ク 足場の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者等による職務の励行
- ケ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合の適切な墜落制止用器具取付設備の設置
- コ はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策の実施
- (6) 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止対策
 - 有資格者の配置、作業計画の作成、作業手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置、作業半径内における立入禁止措置等接触防止対策の実施及び移動式クレーン構造規格等の改正に基づく安全確保
- (7) 土砂崩壊災害の防止対策
 - 上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削作業（掘削深さが概ね 1.5 メートル以上 4 メートル以下で、掘削幅が概ね 3 メートル以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業）における土止め先行工法の採用
- (8) 解体工事における労働災害の防止対策
 - 鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物等の解体工事において、リスクアセスメントの手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（墜落時保護用）・墜落制止用器具等の適正使用
- (9) 高齢労働者に対する労働災害の防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号）に基づいた職場環境の整備
 - イ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進
 - ウ 高齢労働者に対する基礎疾患に伴う労働災害発生リスクに係る教育の実施
 - エ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者が、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないように健康管理及び注意喚起の実施
- (10) 外国人労働者に対する労働災害の防止対策
 - 外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施及び建設現場内に外国人労働者が理解できる労働災害防止に関する標識、掲示及び表示
- (11) 一人親方等の安全確保対策
 - ア 一人親方等が業務中に被災した災害の把握
 - イ 建設現場においては、労働者だけでなく、一人親方等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施
 - ウ 一人親方等の安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての支援
 - エ 建設現場において、労働者としての実態がある者については、労働者として対応するとともに、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への積極的な加入勧奨
- (12) その他の安全対策
 - ア 「転倒災害防止対策の推進について（令和 5 年 5 月 19 日付け基安発 0519 第 4 号）」に基づいた転倒災害防止対策の推進
 - イ 木造家屋建築工事における足場先行工法による工事の実施、安全衛生管理体制の整備
 - ウ チェーンソーによる伐木等作業における特別教育の実施及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発第 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正）に基づく対策の実施
 - エ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害の防止
 - オ 建設現場において有機溶剤等を取扱う際の火災防止対策の実施

- カ ずい道等建設工事について、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(平成 30 年 1 月 18 日基発 0118 第 1 号)、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」(平成 29 年 3 月 21 日基発 0321 第 4 号)に基づく対策の実施
 - キ 現場と事務所間の往復時等、交通労働災害防止のためのガイドライン(平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号)に基づく交通労働災害防止対策の推進及び道路上で作業する労働者に反射材を貼付したベストを着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止
 - ク 建設工事現場において、荷役作業に従事する陸上貨物運送事業の労働者に対する荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の推進
 - ケ 新規入場者教育、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育等(平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号)、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施
- (13) 熱中症の予防対策
- ア 職場における熱中症予防基本対策要綱(令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号)に基づく対策の実施
 - イ 健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認
 - ウ 作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施
- (14) 石綿及び化学物質による健康障害の防止対策
- ア 令和 2 年 10 月 1 日から段階的に施行されている改正石綿則に基づく建築物の解体工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
 - イ 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害の防止について(令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号、令和 2 年 10 月 19 日付け基安化発 1019 第 1 号改正)に基づくベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止
 - ウ 塗装作業等における有機溶剤中毒の予防、塗料等の掻き落とし作業に係る鉛等有害物、特定化学物質に係るばく露防止対策の徹底及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
 - エ 令和 3 年 4 月 1 日から段階的に施行されている溶接ヒュームに係る改正特定化学物質障害予防規則に基づくばく露防止対策の実施
 - オ 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業における災害防止対策の徹底
 - カ 通風の不十分な場所における内燃機関の使用による一酸化炭素中毒防止対策の徹底
 - キ 第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づく対策の推進及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2、令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号改正)に基づく対策の実施

現場案内図

(株)鴻池組

工事名：(仮称)神戸須磨シーワールドホテル建設工事
須磨海浜公園再整備事業の駐車場工事

工事場所 〒654-0049
神戸市須磨区若宮町1丁目3-5

現場事務所 〒654-0049
神戸市須磨区若宮町1丁目3-5

TEL 078-754-5914 FAX 078-754-5915

JR須磨
海浜公園駅



◆ 電車をご利用の場合

JR「須磨海浜公園」駅から南へ徒歩5分

◆ 車をご利用の場合

若宮IC東出口を降りて、場内駐車場使用不可のため、立体駐車場（一般有料駐車場）をご利用ください。

※駐車料金は自己負担となります。